

Bーぐる友の会 規約

(目的)

第1条 本会は、会員のボランティアの精神に基づき、地域社会のために必要な事業を行い、もってBーぐる沿線コミュニティの活性化と文京区コミュニティバスBーぐるの利用促進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は「Bーぐる友の会」と称する。

(所在地)

第3条 主たる事務所を文京区向丘1-1 3-1 KRD ビル さんぽみち総合研究所株式会社内に置く。

(事業)

第4条 本会は前条の目的に沿って、次の事業を行う。

- (1) 情報発信事業
- (2) イベント企画運営事業
- (3) Bーぐる友の会運営事業
- (4) グッズの企画販売事業

(会員の資格・構成員)

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同する個人
- (2) 協賛会員：本会の目的に賛同する団体、企業等

(役員・事務局長)

第6条 本会に次の役員を置く。なお、監事は他の役職と兼任はできない。

会長 1名、副会長 1名または2名、理事 3名以上10名以内、監事 1名または2名

2 本会に事務局長を1名置く。なお、理事との兼任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 理事は役員会を組織し、会務を処理する。
- (4) 監事は役員会を組織し、本会の事業・経理を監査する。
- (5) 事務局長は事業・経理の総務を所掌する。

(役員・事務局長の選任と任期)

第8条 役員は次の方法で選任し、任期は2年とする。

- (1) 初代会長は、元田良孝とする。
- (2) 会長は前任会長の指名により専任する。
- (3) 理事、監事、事務局長は、会長の指名により選任する。
- (4) 役員の前任は妨げない。

(総会・役員会)

第9条 本会の会議は総会および役員会とする。

2 総会は、会計年度終了後3月以内に開催し、書面によるものを含め総正会員数の過半数の出席により成立す

る。

- 3 総会の議決権は正会員が有し、各1とする。
- 4 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。
- 5 下記事項は、総会において審議され、出席正会員の過半数で決定する。
 - (1) 事業報告、収支決算
 - (2) 事業計画、収支予算
 - (3) 規約改正
 - (4) 除名

(資金)

第10条 本会の運営資金は、会費、寄付金、その他の収入によって賄う。

(会費)

第11条 会費の額は、別途役員会において定める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(退会・除名)

- 第13条 会員は、会長に口頭、書面その他の方法により申し出ることにより、いつでも退会することができる。
- 2 会員として不適当な行為のあった者及び会費を2年以上にわたって滞納した者は除名することができる。

(附則)

- 1 本規約は平成27年12月1日より施行する。
- 2 役員および会員は、本会の活動で知り得た個人情報の守秘義務を負う。

(参考)

平成27年12月30日付役員会決定事項

規約第11条に基づく会費等は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年間4,800円とし、指定口座に一括して振り込むものとする。
なお、中途入会は月割とする(入会翌月起算)。
- (2) 協賛会員は、個別交渉によって決定する。
- (3) 会費以外の実費または参加料については、必要に応じて徴収する。